

担 当	栃木労働局労働基準部
	監督課長 中野 晴夫
	主任監察監督官 堀澤 俊孝
	電話番号 028-634-9115

栃木労働局管内における申告の概要等について

— 平成22年の申告件数は大幅減少するもなお過去2番目の高水準 —

栃木労働局（局長 藤井 敏行）は、県下7箇所の労働基準監督署が平成22年中に取り扱った申告の概要を、下記のとおり取りまとめました。

●申告について（*1）

労働基準法等の違反があったとした申告件数	621件（対前年比17.8%減） （違反率76.6%：7%増）
うち、賃金不払に関する申告	421件（構成比67.8%） （違反率66.5%：4.9%減）
（うち割増賃金不払に関する申告	98件（34件減））
対象労働者数	1,069人（140人増）
不払金額	2億9,730万円（797万円増）
解雇に関する申告	117件（構成比18.8%）

（*1） 申告とは、労働基準法第104条等に基づき、労働者が労働者自身の権利の救済等を求めて労働基準監督署に対し、事業場の行為が労働基準関係法令に抵触している旨の通告を行うことをいう。

1 申告の概要（図1、2参照）

労働者から労働基準法等の違反があるとして権利救済等を求めて労働基準監督署に申告があった件数は、平成22年1年間において621件と前年の755件より134件（17.8%）減少したものの、記録を取り始めて以来、過去2番目の申告受理件数でした。

平成22年における申告の内容は、「給料日に賃金が支払われない」、「残業代が支払われない」、「退職金が支払われない」等の賃金不払に係る事案が421件（構成比67.8%）、「30日前の予告なく又は予告手当の支払いなく突然解雇された」等の解雇の問題に係る事案が117件（同18.8%）などで、特に賃金不払事案に関しては過去3番目に多い申告受理件数でした（1位平成21年、2位平成13年）。

業種別に見ると、建設業が125件（構成比20.1%）と最も多く、次いで接客娯楽119件（同19.1%）、商業85件（同13.7%）の順となっています。

2 申案件数の推移（図1参照）

県内の労働基準監督署における申案件数の推移は、平成22年は減少したものの、図1のとおり長期的には依然増加傾向となっています。

3 賃金不払の概要

(1) 各監督署における、平成22年1月から同年12月までの間の申告事件に関し、違反が認められ、行政指導を行った賃金不払の件数は280件と前年（390件）より110件減少（対前年比28.2%減）したが、半面、賃金不払の対象労働者数は1,069人と前年（929人）より140人（同15.1%）増加し、賃金不払金額も2億9,730万円と前年（2億8,933万円）より797万円（同2.8%）増加しました。

(2) 行政指導による解決事例としては、

- ① 小売業を退職（懲戒解雇）された労働者の退職金900万円の不払いについて、行政指導の結果約8割の784万円が支払われた。
- ② 営業職であることを理由に、残業代を不払いにされていた労働者2名について、行政指導の結果、合計約320万円が支払われた。

(3) 司法事件とした事例としては、

診療所と老健施設を経営する事業場について、退職金不払いを繰り返し、再三の行政指導にも応じないため、被害労働者31名の退職金約1,800万円の不払いについて労働基準法違反として検察庁に書類送検した。

4 平成23年における申告の状況

平成23年の申案件数は、4月末現在172件で前年同期比58件減（25.2%減）で推移していますが、震災翌月である4月については前年同月比91%に相当する51件に達するなど、1月以降減少傾向にあった件数の急激な鈍化が見られています。

5 東日本大震災関連の労働相談状況（全体のうち法違反が懸念される事案の分析結果）

3月の相談件数は357件で前年同月比17%増となったが、4月については258件で前年同月比15%減と落ち着きを見せています。この内、震災にかかるものは3月が99件、4月は63件で、相談内容については休業手当に関するものが36.7%と最も多く、次いで解雇が24.9%、賃金が10.0%などでした。なお、休業手当については前年同月比では、3月が6倍、4月が3倍と急増しました。

6 申告・相談等への対応について

栃木労働局及び管下の労働基準監督署では、いかなる経済情勢下においても法定労働条件は確保されるべきものであるとの観点から、管内の動向を注視しつつ労働基準関係法令違反の防止及び是正に努めています。賃金不払や解雇などの申告・相談等につきましては、迅速・的確な対応により早期解決を図るとともに、再三の是正指導にもかかわ

らず改善がみられないなど悪質な事業場に対しては、司法処分に付す等により厳正に対処することとしています。

なお、震災の影響等による解雇・雇い止め等の事案の防止については、震災発生直後より、情報の迅速な把握と雇用の維持・継続に向けた啓発指導の実施に努めるなど、取組を一層強化しています。

図1 申告件数の推移

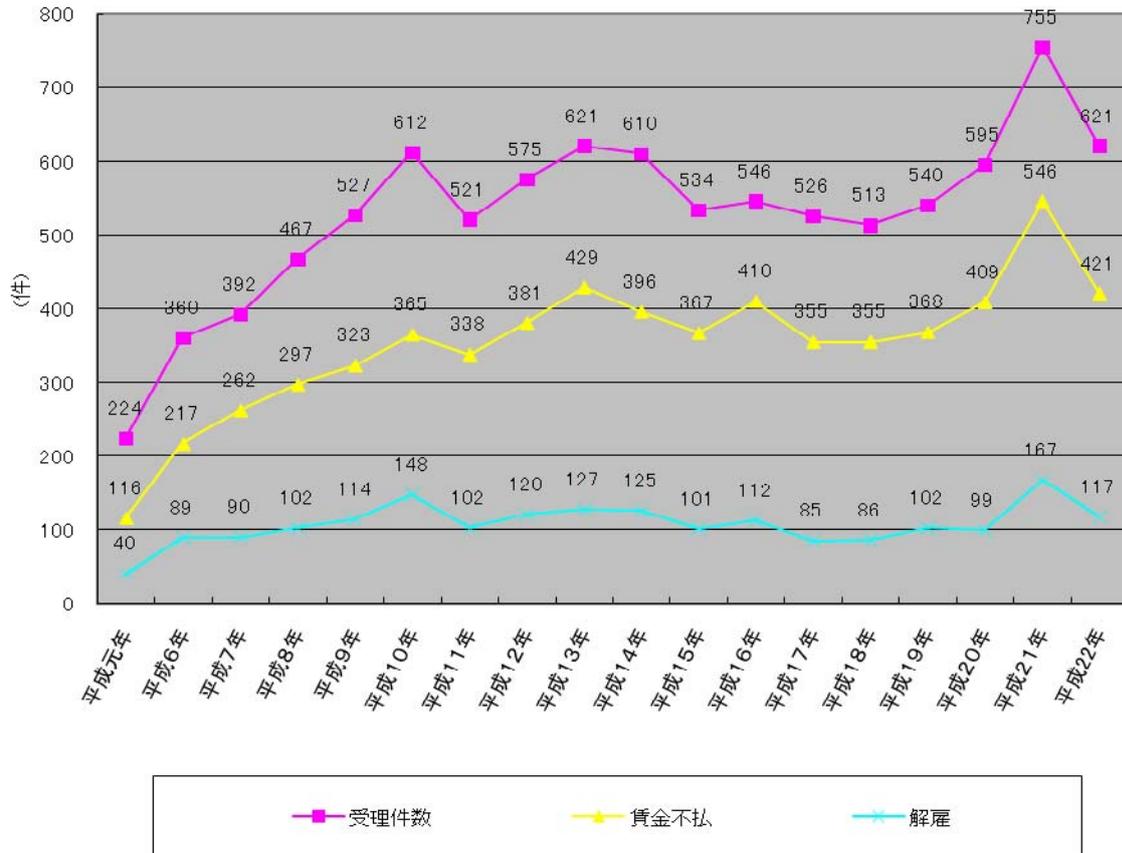


図2 業種別申告件数

